



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和6年9月3日（火） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
商業・金融課	資金融資係	井澤 洋	内線 3646 直通 058-272-8374 FAX 058-278-2672

「令和6年台風10号被災中小企業・小規模事業者の融資相談窓口」の開設について (被災した中小企業者等に対する県制度融資による金融支援)

経済産業省は、今般の台風により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象として、融資額の100%を保証する「セーフティネット保証4号」を発動する（※）ことを、昨日発表しました。

当県においても、この台風により被害を受けた中小企業者等の資金繰り等に関する相談窓口を、本日、開設しましたのでお知らせします。

※ 指定地域は、今般の台風により災害救助法が適用された大垣市及び池田町。
なお、発動日及び指定期間は、現時点で未定。

記

- 1 相談窓口名称：令和6年台風10号被災中小企業・小規模事業者の融資相談窓口
- 2 開設日：令和6年9月3日（火）
- 3 相談受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 設置場所：「別紙1」のとおり
- 5 内容：岐阜県中小企業資金融資制度（県制度融資）による支援制度の案内、その他支援情報の提供等

【支援概要】

中小企業者等の資金繰りを支援する「県制度融資」においては、平素から、厳しい業況下にある事業者向けの支援資金を設けていますが、発動される（官報告示日：未定）セーフティネット保証4号の認定を受けた事業者においては、通常の保証限度額とは別枠の限度額で融資額の100%が保証されることとなるほか、利用者の業況次第では、通常よりも低い信用保証料負担率での資金利用が可能となります。（岐阜県中小企業資金融資制度に関しては「別紙2」を参照）

1 セーフティネット保証4号の概要

（1）制度概要

自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者等への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠（※）で100%の保証を行う制度。

※ 通常、保証額には限度があるところ、通常枠とは別枠で限度額を設定

[通常の保証限度額]

2億8,000万円以内（有担保：2億円以内、無担保：8,000万円以内）

[別枠の保証限度額]

2億8,000万円以内（有担保：2億円以内、無担保：8,000万円以内）

（2）対象となる中小企業者等

次のいずれをも満たす中小企業者等。

- ① 指定地域において原則1年間以上継続して事業を行っていること。
- ② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

2 融資申込先

県内各取扱金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農業協同組合、岐阜県信用農業協同組合連合会）

3 セーフティネット保証4号の認定申請先

当該中小企業者等の事業所の所在地を管轄する市町村

4 備考

農政部（農業経営課）においても、別途、農業者向けの融資相談窓口を開設済